

● 上平間第二町会 地区防災まちづくり計画（平成 28 年 3 月）

◆地区防災まちづくり計画とは

- 上平間第二町会地区では、まちの防災力を地域ぐるみでより一層高めていくため、自然あふれる平間公園や密集した住宅地など、このまちの特性を踏まえたガイドラインを作ることとしました。
- そして、平成 25 年度から 3 年間をかけ、上平間第二町会が中心となり、地域の知恵を出し合いながら、このまち独自の「地区防災まちづくり計画」を取りまとめました。
- 「地区防災まちづくり計画」は、まちぐるみで実践することが必要な取組を、自助・共助・公助に分けて整理しています。
- 防災まちづくり活動の手引きとして一人ひとりが日頃から備えておき、自らの身は自ら守り、その上でお互いを助け合い、安全・安心なまちづくりを進めていきます。

◆地区の現況・課題

○まち歩きによる現況調査や検討を行い、このまちの現況・課題を整理しました。

我が身の安全確保

■自宅内が危険

- ・古い木造の建物が多い（特に 1～6 区）
- ・空き家が多い（特に 8～10 区）
- ・固定されていない家具の下敷きになるかもしれない



情報収集

■必要な情報がすぐ入手できない可能性がある

- ・回覧を回すのに時間がかかるため、スムーズに情報伝達ができない
- ・AED が近くにない（1～3 区）
- ・町会の防災倉庫は表示がないためわかりにくい、備蓄されている資器材もわからない

その他

■初動対応の準備ができていない

- ・住宅が密集しているところでは、火災が発生したときに延焼の心配がある、消防車が入れない
- ・屋外に設置されている消火器が少ない
- ・消火栓が多いが目立たないものが多い、消火ホースキットがないため住民単独で使用できない



避難

■安全な避難路がわからない

- ・袋路が多く通り抜けができない、逃げる方向が限られる
- ・道が狭く段差がある、台車が入らない、電柱が後退していない場所、舗装されていない道や坂、クランクしている箇所、植栽が道路にはみ出している家がある
- ・高いブロック塀は倒壊した場合に道を塞ぐ可能性がある
- ・舗装されていない砂利道があり、避難時に支障がある
- ・車の交通量が多く歩道もないため、多摩川河川敷へ避難するときに注意が必要
- ・4m未満の道路沿道では敷地にセットバックする余裕がないところや敷地が道路に接していないため老朽家屋でもそのままにしておくしかない状況になっているところがある



■避難するにも他人の助けが必要な人がいる

- ・地域には寝たきりの方もおり、見守りが必要な方の名簿更新が必要だが、個人情報の問題がある
- ・世代間のつながりがなく、町会加入してくれない
- ・ワンルームアパートが増加している（4～6 区）ため知らない住民が多く、町会での把握が難しい



◆防災まちづくりの目標

- ①災害が起こっても被害が少ない「防災上安全なまち」をつくる
- ②住環境や地域のマナーを守り「みんなが暮らしやすいまち」をつくる
- ③ご近所・地域がつながって「みんなで協力して助け合えるまち」にする

◆防災まちづくりの方向性

- ①災害が起こっても被害が少ない「防災上安全なまち」をつくる
 - ・災害時に自分の身を守り、家族の安全を確保し、共助の活動ができるように、まずは家や家具の下敷きにならない安全な家づくりを目指します。
 - ・空地や頑丈な建物などの誰でも身近な場所に避難できるように、避難場所の確保や避難路の安全化を目指します。
- ②住環境や地域のマナーを守り「みんなが暮らしやすいまち」をつくる
 - ・歩きやすい道や緑の多い住環境など、普段の暮らしやすさの視点を取り入れた防災まちづくりを目指します。
- ③ご近所・他世代がつながって「みんなで協力して助け合えるまち」にする
 - ・迅速に初期消火ができるように、消火器材や消火体制を整えることを目指します。
 - ・いざというときに近所で連携できるよう、日ごろから地域内や世代間の交流や情報交換を活性化し、多世代で協力して、安否確認や救出活動を行えるような仕組みづくりを目指します。

◆防災まちづくりアクションプラン

防災まちづくりを進めるために、災害時の心配ごとの解消に向けた取組を 5 つのアクションプランとしてとりまとめ、実行していきます。

アクション 1
安全な家づくり
(目標・方向性①)



アクション 3
被害を抑える設備や
応急対応のための
資器材を整える
(目標・方向性③)

アクション 5
安全・安心な
まちのルールづくり
(目標・方向性①②③)

アクション 2
安全な道づくりと
避難場所の確保
(目標・方向性①②)

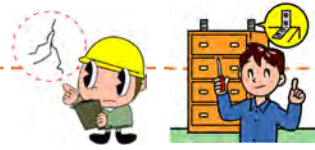


アクション 4
防災意識を高め、
助け合いの輪を広げる
(目標・方向性①③)



【目標の実現に向けた5つのアクション】

それぞれの取組には、個人や各家庭で取り組むこと、地域で協力して推進すること、行政と協力し合って取り組む必要があるものがあります。

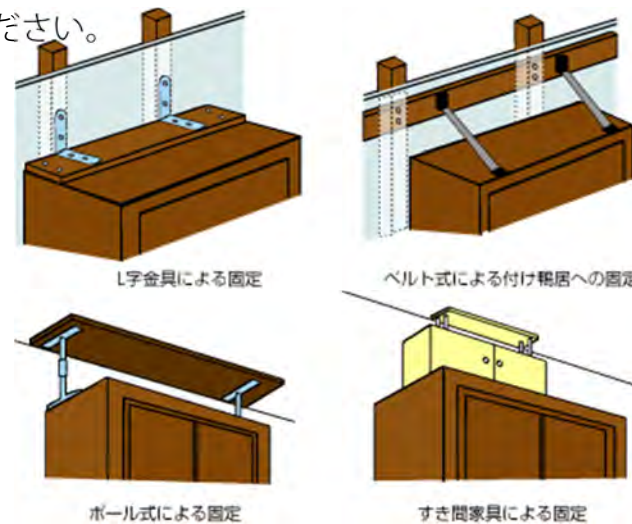


アクション1 【安全な家づくり】

災害時に自分の身を守り、家族の安全を確保し、周辺の安否確認を行うためには、まずは家や家具の下敷きにならないように自宅の安全対策をすることが必要です。地域で取組の必要性を働きかけ、各家庭で自宅の安全化を推進することで、耐震化の実績や家具転倒防止対策を行っている世帯の増加を目指します。

- ◆自宅が古い場合（築35年以上）は耐震診断を行い、危険な場合は耐震化を行う
- ◆自宅内の家具の転倒防止を行う
- 自宅のガラスの飛散防止対策を行う
- ◆耐震化の補助制度を活用しやすいように町会で手続きをサポートする
- 各家庭で家の中を安全にする取組（家具転倒防止対策など）を行うよう町会で普及・啓発活動を行う

➤ 昭和56年5月31日以前に建築された建物は、現在の耐震基準を満たしていない可能性があります。まずは、耐震診断を行ってください。



木造住宅耐震診断士派遣制度・耐震改修助成制度（建築管理課 044-200-3017）

旧耐震基準の木造住宅の耐震診断を行うために、診断士派遣を無料で受けられます。また、耐震性が低い場合に、耐震工事費用の一部に助成を受けられます。

マンション無料予備診断・耐震診断、耐震工事助成（住宅整備課 044-200-2997）

旧耐震基準の分譲マンションの無料予備診断、耐震診断及び耐震改修工事費用の一部に助成を受けられます。

家具転倒防止金具取付事業（地域福祉課 044-200-2628）

高齢世帯や障害者世帯等であれば、家具転倒防止金具の取付が無料で受けられます。

<凡例>

- 一人ひとりの取組 …住民一人ひとりや各家庭で推進する取組
- 地域で協力する取組 …町会や隣近所、学校、事業所などが協力して推進する取組
- ◆ 行政と協力する取組 …市の助成制度や仕組みを活用して推進する取組



アクション2 【安全な道づくりと避難場所の確保】

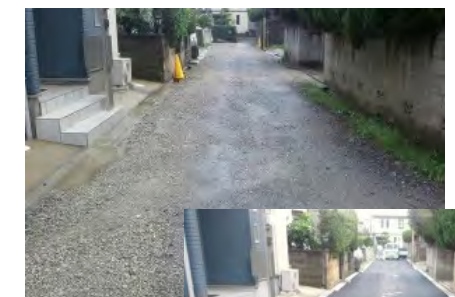
災害時でも安全に避難できるように、避難路の安全化や一時的に活用できる避難場所の確保が必要です。地域のみんなで協力しながら、道路沿いのブロック塀など避難の支障となるものを減らし、安全な避難路や身近な一時集合場所の増加を目指します。

- 現在有効な避難経路を防災お役立ちマップで周知し、各家庭で確認する
- 行き止まり道路に面して通り抜けができる場所があれば、ご近所同士で緊急時の通り抜けについて話し合う
- ◆ 沿道の建物を耐震化して安全にする（→アクション1）
- ◆ 沿道の危険なブロック塀を撤去して、フェンスまたは生垣化して安全にする
- 災害時に一時的な活用をしたい空き地や駐車場、高い建物の所有者に協力を依頼し、協定を結ぶ
- ◆ 舗装されていない道路は、安全に避難できるように、助成金を活用して舗装する

➤ 安全な道づくりを積極的に行う道路は、「防災まちづくり方針マップ」（4ページ）でご確認ください。



道路に面するさくの生垣化



砂利道を舗装



生垣づくり助成事業（みどりの協働推進課 044-200-2380）

公共性があると認められる場所で、生垣を新設する場合又はブロック塀を撤去して生垣を設置する場合に、必要な費用の一部に助成が受けられます。

私道舗装助成制度（道路施設課 044-200-2819）

私道の舗装整備工事等に必要な費用の一部に助成が受けられます。

<凡例>

- 一人ひとりの取組 …住民一人ひとりや各家庭で推進する取組
- 地域で協力する取組 …町会や隣近所、学校、事業所などが協力して推進する取組
- ◆ 行政と協力する取組 …市の助成制度や仕組みを活用して推進する取組

アクション3 【被害を抑える設備や応急対応のための資器材を整える】

災害時の被害を減らすためには、火災の発生や延焼を予防する設備が必要です。各戸で通電火災の予防策を取るとともに、初期消火などの応急活動を行う資器材とそれをすぐに使える環境を整え、資器材を使える人材も増やすことが必要です。事前の対策と応急対応の準備のバランスをとりながら対策を広げていくことを目指します。



- 震災時の通電火災を予防するため各家庭で感震ブレーカーを設置する
- ◆ 地域で使える消火器を増やす
- ◆ 避難所にある消火ホースキットの使い方と保管場所を周知する
- ◆ 町会の防災倉庫と保管されている資器材を防災お役立ちマップで周知する
- ◆ 町会で資器材操作の講習・訓練を行う

【感震ブレーカーの種類】

分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）
コンセントタイプ	簡易タイプ

消火ホースキット



自主防災組織活動助成金（危機管理室地域防災力強化担当 044-200-2795）

自主防災組織による防災訓練や啓発活動に対し、必要な費用の一部に助成が受けられます。

自主防災組織防災資器材購入補助交付制度（危機管理室地域防災力強化担当 044-200-2795）

自主防災組織が防災資器材を購入する場合に、必要な費用の一部に助成が受けられます。

アクション4 【防災意識を高め、助け合いの輪を広げる】



災害時に迅速な応急対応を行うためには、日頃からご近所・地域での関係づくりを進めることが重要です。多世代のネットワークをつくり、災害時の地域の機動力向上を目指します。

- 隣近所と助け合える関係性を築いておく
- 災害時の安否確認の体制と方法を決めておく
- 災害時に必要な応急対応の体制づくりを行う（町会のマニュアル作成、災害時に役立つ知識や技術、資器材を持つ方への協力の呼びかけなど）
- 防災訓練への新規・リピーター・多世代参加の呼びかけと参加の工夫を行う
- 情報の収集・伝達手段を増やす（素早く、たくさんの人に周知できる方法）
- ◆ 学校や近隣町会と連携し、防災訓練の企画や会場（開催場所）の工夫を行う

▶ 上平間第二町会のホームページ <http://web-k2.jp/kamihirama2/>

アクション5 【安全・安心なまちのルールづくり】








目標に掲げるまちの将来像を共有し、まちづくりを進めるためには、その目的に合った地域のルールを定めることも有効です。

「防災まちづくり計画」や「防災まちづくり宣言」に基づいて取り組みを進める中で、地域共通のルールが必要なことについては、地域のみんなの意見を聞きながら、行政と協力し合って検討していきます。









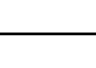

- ◆ 地域共通のルールの必要性について検討し、ルールをつくる場合は地域のみなさんの合意を得る（塀の設置の仕方、街並みやまちの美化、建替えを行う際に協力してほしいことなど）
- ◆ 防災まちづくり宣言や地域のルールを普及するため、活用可能な市の助成制度と合わせて地区内の住民や事業者にも周知する
- 地域のルールについて、ご近所に声かけできる関係をつくる

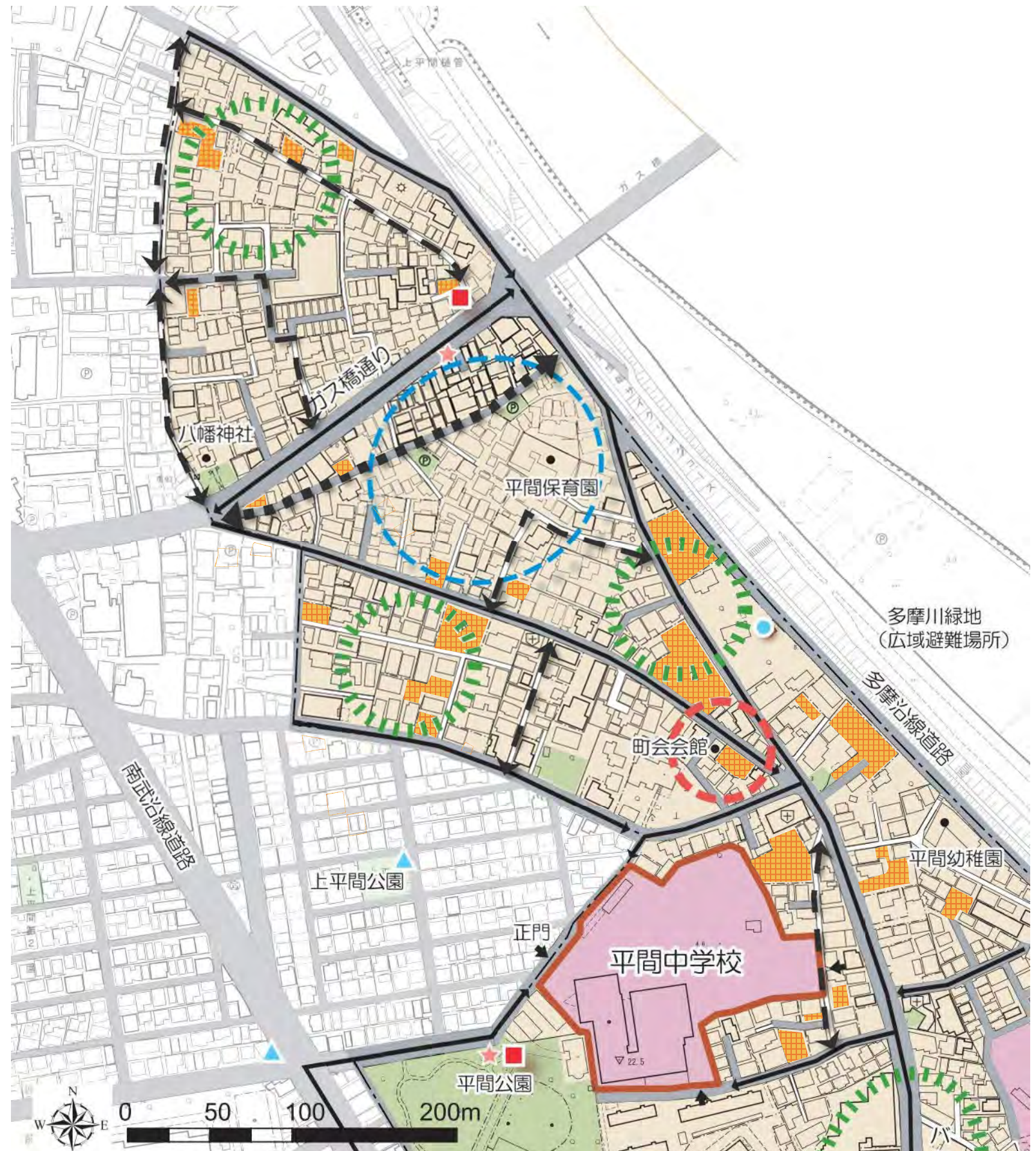
◆防災まちづくり方針マップ【1～6区】

検討を進めるアクション

	地区内の主要な避難経路として、安全なみちにしていききたい道路 (アクション1・2)	【沿道の建物の耐震化・不燃化を進める】 【危険なブロック塀を改善する】 【道路を拡げる】 など
	主要な避難経路を補う道路として、より安全性を高めたい道路 (アクション2)	
	行き止まり道路等で、緊急時の通り抜けルールをつくっていききたいエリア (アクション2)	
	災害時に一時避難場所となる駐車場や空き地を設けたいエリア (アクション2)	
	備蓄倉庫や防災資機材等を設置したい候補地 (アクション3)	






現況

	避難上、平間中学校まで安全と思われる経路(幅員6m以上)
	幅員4m以上の道路
	上平間第二町会の皆さんの避難所
	避難所
	一時避難場所
	駐車場・空き地等
	防災倉庫(町会)
	防災井戸
	防火水槽
	公衆電話













◆防災まちづくり方針マップ【7～12区】

検討を進めるアクション

	地区内の主要な避難経路として、安全なみちにしていききたい道路 (アクション1・2)	【沿道の建物の耐震化・不燃化を進める】
	主要な避難経路を補う道路として、より安全性を高めたい道路 など	【危険なブロック塀を改善する】 【道路を拡げる】
	行き止まり道路等で、緊急時の通り抜けルールをつかっていききたいエリア (アクション2)	
	災害時に一時避難場所となる駐車場や空き地を設けたいエリア (アクション2)	
	備蓄倉庫や防災資機材等を設置したい候補地 (アクション3)	

現況

	避難上、平間中学校まで安全と思われる経路 (幅員6m以上)
	幅員4m以上の道路
	上平間第二町会の皆さんの避難所
	避難所
	一時避難場所
	駐車場・空き地等
	防災倉庫 (町会)
	防災井戸
	防火水槽
	公衆電話

